

宮津市公報

令和4年12月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

告 示

114 宮津市スポーツ推進計画策定協議会設置要綱	1
115 宮津市議会定例会の招集	2
116 宮津市出産応援給付金支給要綱	2
117 宮津市介護保険料に係る返還金取扱要綱	3
118 指定地域密着型サービス事業者の指定	3

公 告

42 令和4年度宮津市職員採用試験【後期試験】第1次試験の合格者	4
43 公示送達	4
44 水難救護法に基づく漂流物の公告	4
45 令和4年度宮津市職員採用試験【後期試験】第2次試験の合格者	5

教 育 委 員 会

《告 示》

17 宮津市教育委員会定例会の招集	5
-------------------	---

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

75 有権者総数の50分の1の数	5
76 有権者総数の3分の1の数	5
77 有権者総数の6分の1の数	6

農 業 委 員 会

《告 示》

11 宮津市農業委員会定例総会の招集	6
--------------------	---

告 示

宮津市告示第114号

宮津市スポーツ推進計画策定協議会設置要綱を次のとおり定める。

令和4年11月22日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市スポーツ推進計画策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第10条第1項の規定により、宮津市スポーツ推進計画(以下「計画」という。)を策定し、計画を円滑に推進するため、宮津市スポーツ推進計画策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進捗状況の検証に関すること。
- (3) その他スポーツの推進に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体から推薦を受けた者
- (3) 教育、行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員が委嘱又は任命された後最初に招集すべき協議会の会議は市長が招集する。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、企画担当課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第115号

令和4年第7回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年11月22日

宮津市長 城崎雅文

1 期日 令和4年11月30日

2 場所 宮津市議会議事堂

————— * * * —————

宮津市告示第116号

令和4年度宮津市出産応援給付金支給要綱を次のように定める。

令和4年11月22日

宮津市長 城崎雅文

令和4年度宮津市出産応援給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の長期化に加え、急激な物価高騰の影響を受けている出産を迎えた世帯に対して、臨時特例的な給付措置を行うとともに、安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備に寄与するため、令和4年度宮津市出産応援給付金(以下「給付金」という。)を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに出生し、本市の住民基本台帳に登録された者(以下「対象児童」という。)の父又は母とする。

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、対象児童1人につき10万円とする。

(支給申請)

第4条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和5年3月15日(令和5年3月1日から同年3月31日までに出生した子に係る申請にあつては令和5年4月15日)までに、出産応援給付金支給申請書(以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(支給決定)

第5条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、支給の適否を決定するとともに、申請者に通知するものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第6条 支給対象者から第4条の規定による申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 申請書の不備による振込不能等があり、本市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

————— * * * —————

宮津市告示第117号

宮津市介護保険料に係る返還金取扱要綱を次のように定める。

令和4年12月1日

宮津市長 城崎雅文

宮津市介護保険料に係る返還金取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、被保険者の不利益を救済し、介護保険制度の運営に対する信頼を確保するため、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定により還付することができない介護保険料過誤納金相当額（以下「還付不能金」という。）を返還金として被保険者に支払うことについて必要な事項を定めるものとする。

(返還対象者)

第2条 返還金の支払を受けることができる者（以下「返還対象者」という。）は、市の責めに帰する事由に起因して還付不能金のあることを市長が確認した被保険者とする。ただし、当該被保険者が死亡している場合は、その相続人代表者とする。

(返還金の対象期間)

第3条 返還金の対象となる期間は、返還金の支払を決定する日の属する年度の初日から遡って起算し、20年を超えない期間（被保険者資格が確認できない期間がある場合は、当該期間を除く。）のうち、法第200条第1項に規定する還付期間を除いた期間とする。

(返還金の額等)

第4条 返還金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 還付不能金

(2) 利息相当額

2 前項第2号の利息相当額は、当該還付不能金の納付の日の翌日から返還金の支払を決定した日までの期間の日数に応じて、還付不能金に民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率を乗じて得た額とする。この場合において、納付の日が確認できないときは、それぞれの納期の納期限に納付したものとみなす。

3 第1項の返還金の額を算定する場合の端数処理については、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の4の2の規定を準用する。

(返還金の通知等)

第5条 市長は、返還金がある場合は、前条の規定により返還金の額を決定し、返還対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により通知したときは、返還対象者に対し、速やかに返還金を支払うものとする。

(返還金の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正の行為によって返還金の支払を受けた者があるときは、返還金を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第118号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者及び第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和4年12月1日

宮津市長 城崎雅文

- | | | |
|---|------------|--------------------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 2692000124 |
| 2 | 事業所の名称 | みんなのうち後野 |
| 3 | 事業所の所在地 | 京都府与謝郡与謝野町字後野542番地6 |
| 4 | 指定申請者 | 社会福祉法人丹後福祉応援団
理事長 三井真里 |
| 5 | 主たる事務所の所在地 | 京都府与謝郡与謝野町字加悦802番地7 |
| 6 | 代表者の氏名 | 三井真里 |
| 7 | 代表者の住所 | 京都府与謝郡与謝野町字加悦奥140番地 |
| 8 | 指定年月日 | 令和4年12月1日 |
| 9 | サービス事業の種類 | 小規模多機能型居宅介護
介護予防小規模多機能型居宅介護 |

公 告

宮津市公告第42号

令和4年度宮津市職員採用試験【後期試験】第1次試験に合格した者の受験番号及び第2次試験の実施要領は、次のとおりである。

令和4年11月2日

宮津市長 城崎雅文

第1次試験に合格した者の受験番号

G1001

L6101 L6103 L6104 L6105

第2次試験の実施要領

1 個別面接

(1)日時 令和4年11月14日(月)

(2)方法 オンライン(Zoom)

* * *

宮津市公告第43号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和4年11月8日

宮津市長 城崎雅文

(以下掲示済)

* * *

宮津市公告第44号

次のとおり漂流物の引き渡しがあったので、水難救護法（明治32年法律第95号）第25条第2項の規定により、公告します。

つきましては、該当者の方は令和5年5月16日までに産業経済部農林水産課に申し出てください。

なお、上記期日までに申し出のない場合は、所有者がないものと認め処分します。

令和4年11月17日

宮津市長 城崎雅文

- | | | |
|---|------|-------------------------------|
| 1 | 拾得物件 | FRP製ボート（全長 2.80m、全幅 1.20m、赤色） |
| 2 | 拾得日時 | 令和4年11月15日午前9時40分頃 |
| 3 | 拾得場所 | 宮津市字小田宿野地先海上 |

* * *

宮津市公告第45号

令和4年度宮津市職員採用試験【後期試験】第2次試験に合格した者の受験番号及び第3次試験の実施要領は、次のとおりである。

令和4年11月18日

宮津市長 城崎雅文

第2次試験に合格した者の受験番号

G1001

L6103 L6104 L6105

第3次試験の実施要領

1 個別面接

- (1) 期日 令和4年11月28日(月)
- (2) 場所 宮津市字柳縄手345番地の1
宮津市役所

教育委員会

《告示》

宮津市教育委員会告示第17号

令和4年第13回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和4年11月21日

宮津市教育委員会

教育長 山本雅弘

- 1 日時 令和4年11月24日(木) 午前9時
- 2 場所 宮津市福祉・教育総合プラザ(4階応接会議室)

選挙管理委員会

《告示》

宮津市選挙管理委員会告示第75号

宮津市条例(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和4年12月1日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前田良二

294人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第76号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和4年12月1日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前田 良二

4, 897人

———— * * * ————

宮津市選挙管理委員会告示第77号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和4年12月1日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前田 良二

2, 449人

農業委員会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第11号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和4年11月4日

宮津市農業委員会

会長 関野 掲 司

- 1 日 時 令和4年11月11日（木）午前9時30分
- 2 場 所 みやづ歴史の館（宮津市中央公民館）3階 大会議室
- 3 議 題

議案第36号 非農地証明交付申請の承認について

議案第37号 令和4年度 農地等の利用の最適化に関する施策についての意見書について